

## 第51回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成28年11月9日（水）13時30分～15時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 井田 香奈子（朝日新聞オピニオン編集部次長）  
清原 慶子（三鷹市長）  
中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）  
ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）  
長見 萬里野（全国消費者協会連合会会長）  
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）  
神津 里季生（日本労働組合総連合会会長）  
村木 厚子（前厚生労働事務次官）

（日弁連）

会長 中本 和洋  
副会長 小林 元治、早稲田 祐美子、橋本 賢二郎、石原 真二、  
中村 隆  
事務総長 出井 直樹  
事務次長 戸田 綾美、神田 安積、道 あゆみ、二川 裕之、近藤 健太、  
五十嵐 康之、松本 敏幸  
広報室室長 佐熊 真紀子

（説明協力者）

男女共同参画推進本部事務局員 市毛 由美子

以上 敬称略

### 1. 開会

（戸田事務次長）

それではお時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。本日は、第51回日弁連市民会議ということで、お集まりいただき大変ありがとうございます。

私、最初の司会を務めます事務次長の戸田でございます。よろしくお願いたします。

最初に、日弁連側の本日担当の者も出ておりますので、自己紹介をさせていただきますと思います。

(中本会長)

会長の中本です。よろしくお願いします。

(小林副会長)

副会長の小林でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

(中村副会長)

副会長の中村でございます。札幌からまいっております。よろしくお願いいたします。

(石原副会長)

副会長の石原です。よろしくお願いいたします。

(出井事務総長)

事務次長の出井です。よろしくお願いいたします。

(戸田事務次長)

次長の戸田でございます。よろしくお願いいたします。

(神田事務次長)

同じく事務次長の神田でございます。よろしくお願いいたします。

(二川事務次長)

事務次長の二川でございます。よろしくお願いいたします。

(近藤事務次長)

事務次長の近藤でございます。よろしくお願いします。

(五十嵐事務次長)

事務次長の五十嵐康之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(松本事務次長)

事務次長の松本と申します。よろしくお願いいたします。

(市毛男女共同参画推進本部事務局員)

男女共同参画推進本部の市毛と申します。今日は説明要員として参加させていただいております。よろしくお願いします。

(佐熊広報室室長)

広報室長の佐熊と申します。よろしくお願いいたします。

(戸田事務次長)

ありがとうございます。

それでは、次に、配付の資料でございますが、お手元に第 51 回日本弁護士連合会市民会議の議題 1、2、1 が男女共同参画の取組、議題 2 が依頼者保護制度の取組というものがございまして、そのほか、日弁連新聞等々、それから市民会議の前回の議事録等がございます。あと、パンフレットなどがお手元にあると思います。

それでは北川議長のほうで、ご進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

(北川議長)

はい、わかりました。

それでは、ただいまから第 51 回の日弁連の市民会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席くださりありがとうございます。

なお、湯浅誠委員が、所用のためご欠席でございます。

## 3. 中本和洋日弁連会長挨拶

(北川議長)

それではまず最初に中本日弁連会長から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。本日所用が重なっておりまして、途中退席するというご報告いただいておりますので、委員の皆さん、ご了承いただいて、ご挨拶をお願いいたします。

(中本会長)

会長の中本でございます。本日は市民会議に皆さん、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。前回は7月でした。たしか暑いときでしたけれど、今日はちょっとひんやりしておりますが、天気は非常によい、快晴という天気に恵まれました。今日の議題は、一つは、男女共同参画。これは最近、ジェンダーギャップ指数というのが発表されました。世界各国 144 か国中、日本は 111 位、つまり格差がないところからあるところまで、111 番目に格差が多いと。つまり男女間格差が広がっているという数字でございます。昨年の数値は 101 番目でしたから、10 番ほど落ちてしまったとこういうことで、日本は相変わらず、ジェンダーギャップが非常に大きいという国でございます。

といいますところ、この日弁連も今日は女性が少しいらっしゃいますが、正副会長会をやるときは、13 人の副会長のうち、1 人だけが女性でございます。いまだかつて日弁連会長は、女性がなったことはないわけでございます。いずれ、女性の会長が出てくると思いますが、そういう状況で、13 人の副会長は、少なくとも最低でも 2 人は女性が、ということが今要求されておりまして、今副会長を増やす、そういう検討会議を今行っているところであります。

それから、全国の代表である理事の皆さんの中にも、比較的女性が少なくて、もう少し、つまり、日弁連の理事というのは、全国弁護士会の会長が基本的に理事になるものですから、全国の弁護士会の会長で、まだ女性の方がそれほどいないという実情にあります。そのほか、各種委員会の委員長も、女性を登用したいということでございますけれども、未だに男性が委員長になる例が多うございます。

今、日弁連の会員に占める女性の割合は、たしか 18.34 パーセント、まだ 20% にはいないのだらうと思います。司法試験の合格者の女性の比率は、24%、25% ぐらいですから、まだその比率にも達していないということでございます。そういう意味におきまして、まず日弁連がどのように今後男女共同参画についての取組を行うかということについて、

今日のご説明をし、ご意見を伺いたいと思っております。

二つ目の議題は、依頼者保護制度でございます。弁護士の不祥事というのは、このところマスメディア等の報道をご覧になっていただいていると思いますけれども、残念ながら、後を絶たないといえますか、一向に減らない。成年後見でお年寄りの預かっている財産を横領してしまうと、これはとんでもない話でございますけれども、残念ながら今年も既に5、6件発生しております。この5、6件の発生は、前年から比べますと減っているわけでございますけれども、いかに減っていても、弁護士が人のものを預かっているものを横領するというのは、とんでもない話なので、これをどうやって減らすかということと、どうしても絶滅ができないのであれば、被害者の方に何らかの手当をする必要があるのではないだろうか。こういうことを今考えておまして、依頼者見舞金という制度を今検討しているところであります。

これにつきましても、各単位会で会員の方のご意見を今徴しているところでございまして、このままいきますと、来年の3月の臨時総会において、こういう制度、それから不祥事を防止するための預り金制度の強化、今預り金というのを設けていただいているのですけれども、残念ながら、預り金を設けたことの証明というのを求めているわけではないのです。つまり、本当に預り金をつくったかということについては、検証していない。今回の強化は、預り金預り金口座をつくった場合は、その預り金口座、どこの銀行につくったか、その通帳の写し等を単位会に報告する義務を定めているわけでございます。報告をし、かつ、その会員が何らかの形でその預り金を返還しない、なかなか返してくれないという情報が入った場合には、弁護士会はその会員に対して、預り金の通帳等を開示するように、またいろいろな調査ができるような制度をつくるというのが、今回のこの不祥事対策の一つの試みでございます。

このような制度につきましても、今日もまた詳しくご説明をさせていただいて、委員の皆様方のご意見をいただきたいと思っております。私、今日、法曹関係者の叙勲の伝達式等がありまして、ちょっとこのまま退席をさせていただきまして、終わり次第またここへきますけれども、ちょっと途中抜けますことをお許しいただきたいと思っております。本日はどうかよろしくお願いいたします。

(北川議長)

どうも会長さん、ありがとうございました。

#### 4. 議事録書名人の決定

(北川議長)

それでは、次に議事録の書名人を決定いたしたいと思っておりますが、井田副議長さんと中川委員さんを指名したいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、ご了承いただいたとして、井田副議長さんと中川委員さん、よろしくお願ひいたします。

## 5. 議題

### 議題①日弁連における男女共同参画の取組について

(北川議長)

それでは、早速でございますが、議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり、進めさせていただきたいと思っております。第1の議題として、「日弁連における男女共同参画の取組について」を検討していきたいと思っております。まず、中村隆副会長、市毛由美子男女共同参画推進本部事務局員の方にご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。できましたら、15分程度でお願いしたいと思います。

(中村副会長)

担当副会長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

男女共同参画に関する取組でございますが、まず、女性の弁護士の数につきまして、ご報告いたします。お手元の資料の1/25をご覧くださいと思うのですが、女性の弁護士は、年々増加をしております、この資料のとおり、2016年10月1日現在で、6,899名の女性弁護士が登録しております。しかしながら、この資料でもおわかりのとおり、弁護士が全体で3万7,607人でございますので、その割合で言いますと、先ほど会長からお話がありましたとおり、いまだ18.3%、20%にいかないという状況でございます。

また、2016年の日弁連の役員、事務総長、事務次長における女性会員の割合は、10.3%でございます、各弁護士会および弁護士会連合会の役員における女性会員の割合は、10.9%にとどまっております。ご案内のとおり、昨年の12月に閣議決定されました政府の第4次男女共同参画基本計画におきましては、法曹三者それぞれにおきまして、30%の目標に向けた取組を加速していくということが求められているところでございまして、当連合会といたしましても、女性会員の参画に関しまして、さらに取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

当連合会では2007年の4月、日弁連の男女共同参画施策基本大綱というものを制定いたしまして、同じ年の5月に開催されました定期総会で、日弁連における男女共同参画の実現をめざす決議を採択いたしました。そして、これを具体化するものとして、同じ年の6月に、日弁連の会長を本部長といたします男女共同参画推進本部が置かれまして、翌年の3月、2008年3月には、男女共同参画推進基本計画、いわゆる第1次計画とわれわれが呼んでいるものでありますが、この第1次計画を策定いたしまして、この件に関する基本的な目標、それから具体的施策を定めました。さらに、この1次計画に基づいて5年間の取組を行い、その検証を経まして、2013年の3月には第二次基本計画を策定をしております、現在その4年目に入っているところでございます。

お手元にこの資料をお配りさせていただいておりますが、このパンフレットは、ご説明をさせていただきました第2次計画をご紹介しますものでございます。

男女共同参画に関する最近の取組といたしましては、2015年度から開始されました育児

期間中の会費等免除制度が挙げられます。これは、業務要件、つまり、例えば1か月に何時間以下の業務実態がなければというような、そういう要件を課さずに2歳までのお子様を持つ会員が、半年間会費を免除される制度でございます。この制度につきましては、女性会員だけではなく、男性会員も多く利用しているという実態がございます。

そのほかにも、日弁連内の各委員会におきまして、男女共同参画推進担当委員を選任いたしまして、年に一回、担当委員が一堂に会しまして勉強会や情報交換を行う機会を設けましたり、各地の弁護士会を回りをまして、日弁連の取組や各地の男女共同参画推進状況を調査するなど、積極的に活動しているところでございます。

実は昨日も青森市におきまして、東北弁護士会連合会の管内の各弁護士会の役員、あるいは両性の平等に関する委員の方々を集まっておきまして、日弁連の男女共同参画キャラバンというものを開催をいたしまして、東北エリアの実情等について、意見交換を行ってきたところでございます。

本日は、その多くの活動の中でも、特に女性社外取締役に関する当連合会の取組につきまして、詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。短い時間でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(市毛事務局員)

続きまして、市毛からは、各弁護士会が女性弁護士の社外役員候補者名簿の提供事業のご説明をさせていただきます。お手元の事前配付の資料2ページ以降が、そのご説明のパンフレットになっております。この事業は、女性の弁護士で社外役員の候補者になり得る一定の要件を備えた方々の名簿を備えて、女性の社外役員を探している企業に提供するという事業でございます。

その背景について、若干説明をさせていただいた上で、制度についてご説明をさせていただきます。

まず、現状、企業のガバナンスを取り巻く環境でございますが、ご承知のとおり、コーポレートガバナンス・コードが昨年6月に公表され、今、上場企業のほとんどがガバナンス・コードに則って、様々な制度改革をしております。その中で、何を目指しているということでございますが、企業の持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すことで、企業が市民社会の中で、社会的にも価値ある存在であり続けようということです。

それから、このコーポレートガバナンス・コードの背景には、やはり海外の投資家にもっと日本に投資してほしいという政策的配慮もあります。現在の日本の上場企業の収益率が非常に低くて、海外投資家が投資を判断するのについで引いてしまうという環境にある、そこを何とかしようということで、より稼げる体質をつくるために、適切なリスクテイクのもとに、攻めのガバナンスをしようということです。

この適切なリスクテイクと攻めのガバナンスというのは相反するようでございますが、例えばこの机の端が崖だったとしまして、崖から落ちてしまう、つまり、違法なところには決して足を踏み込んではいけません。ただ、ビジネスをやっている環境の中で、すぐく内

側を、崖から遠いところの内側を歩いていけば、リスクがほとんどない安心なビジネスができるけれども、実は、そこにはいっぱい競争があって、ビジネスチャンスはあまりない、崖に近づいていくと、だんだんリスクは高まるけれども、ビジネスチャンスはある。そのところの安全なところから崖の淵までの間のリスクをいかに的確に経営者に伝えるか。そして、この間にどこの線を取りどの程度のリスクをとるのかというのは、経営判断です。今のままでは日本企業の収益率が上がらないので、経営判断としてある程度取れるリスクは取った上で、稼げる体質の会社にしていきましょう。それが攻めのガバナンスという発想ではないかと考えます。

そこでは、取締役会の株主に対する受託者責任として、中長期的な成長戦略が必要ですので、企業戦略に対しての方向性をやはり取締役会できっちり示すことが必要だということです。ここに女性弁護士がどう関わっていくのかということですが、女性という側面と弁護士という側面が重なり合っているのが女性弁護士でございます。まず、取締役の責任、法的責任の中で、経営判断の原則というのがございます。これは、一定程度の合理的な経営判断をしていけば、法的には取締役は善管注意義務を問われることはという原則です。合理的な経営判断であれば一応取締役の裁量として責任を問わないというのが原則でございます。その前提として、二つの要件がございます。第1は、経営判断をする前提として事実の認識に不注意な誤りがなかったこと。そしてその判断をするために、情報収集、分析、検討が合理性を欠くものでなかったことです。事実認定と評価が証拠に基づいているかどうかということがございます。第2は、その事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったこと。この二つの要件が満たされるかどうかというのが、意思決定のプロセスにとって、非常に大事でございますが、弁護士はこの点について、法解釈や事実認定のスキル、判例等の知見がございますので、このプロセスをモニタリングできるという意味で、社外役員として貢献できるといえます。

それから、女性という面、言い換えればダイバーシティの価値でございますが、これはコーポレートガバナンス・コードの中にも書かれているとおり、多様性を確保するということが持続的な成長を確保する上で強みとなり得るということです。市民会議の皆様方は、ダイバーシティの問題に関わられている方が多いと思いますので、あまり詳しく説明するまでもございませんけれども、企業経営の面におきましては、技術革新とか海外展開とか、会社を取り巻くビジネスの環境がめまぐるしく変わっている中で、過去の成功体験、特に男性の経営者が経験した過去の成功体験に拘っていると、時代を見失ってしまって、会社の経営自体が危うくなると。新しい風を入れ、いろんな多様な視点から経営を見ていかないと、環境の変化に耐えられないという趣旨で、ダイバーシティというのは非常に注目されています。

実際に女性経営者が多い、女性役員が多い会社というのは、きちんとパフォーマンスも出しているというデータがございます。それが5ページの数字でございますが、これは、5ページの上のデータは、男女共同参画ダイバーシティ経営ということで、ROE（株主資

本利益率)、ROS (売上高利益率)、それから ROIC (投下資本利益率)、いずれも女性役員  
の多い上位4分の1グループと、下位4分の1を比べてみますと、約1.5倍ぐらいの差が出  
ているというデータでございます。それから、お手元の資料の当日配付資料でございます  
が、51-1-1のデータは、これはつい最近クレディスイスから出された数字でございますけ  
れども、年度別に3本セットで、一番左の棒のところは、女性取締役0、真ん中が1、一  
番右が2、取締役会の中の女性の取締役の確率が0、1、2と比較している数字ござい  
ますが、明らかに0より1、2のほうがROEが高いというデータがございます。更に、リ  
ーズ大学の調査結果では、女性の役員が1人以上いる企業は、破綻確率が20%低いとい  
う数字もでございます。

先ほど、申し上げたとおり、ダイバーシティというのは、いろんな視点を持ち込めるの  
で、リスクの認知能力も高くなるという意味で破綻も少なくなるのではないかと推測され  
ますけれども、女性という側面と、それからリーガルリスクをマネジメントするという側  
面で、女性弁護士は社外役員として今期待されている存在ということでございます。

そして、日弁連、弁護士会の提供している社外役員候補者名簿の制度でございますが、  
9ページ以降でございます。内閣府もこの点につきまして、コーポレートガバナンス改革  
と女性の活躍推進という両面から女性の取締役を増やそうという運動を約3年前から進め  
ています。経緯はここに書いてあるとおりでございますが、最新の数字は先ほど伺いまし  
たので、上場会社の取締役4万1,000人のうち女性取締役は3.4%、約1,388名。これを2020  
年までに10%に引き上げるとというのが政府の目標だそうでございます。

そういったこともございまして、内閣府からのご要請を受けて、各弁護士会が名簿の提  
供事業を行っております。10ページ以降、名簿登載条件でございますが、弁護士の登録が  
7年を超えている、指定されている研修を履修している、弁護士賠償責任保険に加入して  
いる。それから、各懲戒処分を受けていない等々の要件を満たした方が搭載されています。

そして何より大事な研修、11ページのeラーニング、それぞれ各2時間程度のものでご  
ざいますが、上半分が初級、下半分が中級、非常に内容の濃いもので、初年度登録のとき  
には上半分の初級の2時間ずつ、計6時間のeラーニングを受けていただく。それから更  
新のときに、また中級の中でeラーニングを受けていただくというような仕組みになっ  
ております。

事前配付資料の12ページに戻り、名簿の提供方法でございますが、当初、女性弁護士の  
パーソナル情報を一般に開示することに消極的な意見もございまして、企業さんから申請  
ベースでお渡しするという形にさせていただきました。しかし、あまり利用頻度が高くご  
ざいませぬ。それで今後の方向性として、第二東京弁護士会が最近始めたのですけれど、  
ホームページ、事前配付資料のほうの13ページのようなホームページに、誰でも見えるよ  
うなサイトで名簿を掲載する方向に、他の弁護士会も軌道修正していくことを検討してい  
ます。

(北川議長)



お二人、ご説明ありがとうございました。

それでは、お二人のご意見に対しまして、それぞれの委員の皆さんから、ご質問なりご意見等をいただきたいと思っておりますので、ご発言をお願いいたします。順番に、ございましたら、ご発言をお願いします。

(フット委員)

社外取締役というよりも、女性弁護士関連でもっと根本的なことについてお聞きしたいです。先ほどから、司法試験の受験者の数や合格率、そして裁判官、検察官と弁護士との比較などに関するデータを見たりしていました。合格率について、女性は男性よりも低いという現状であるようです。その数字は 59 ページにありますけれども。これは確かに、新司法試験導入の際に、日程的にかなり厳しく、1 週間に 4 日間、朝から晩までで、体力的に耐えないといけないので、女性は比較的不利になるのではないかと、というような説もありました。そんなことはないだろうと思っていましたが、まず合格率が低いということに関して、もしもその説あるいはほかの説について何かあれば教えていただきたいということです。もう一点は、検察官、裁判官、そして弁護士というキャリアーコースについての統計です。これは 62 ページにあります。これはおそらくリクルートという関係もあるだろうと思いますが、最近ですと、新しい検察官は 4 割ぐらい女性、そして 3 割以上という水準がずっと長い間、続いています。裁判官も 3 割弱程度です。そうしますと、残りは弁護士となり、弁護士の比率が低くなるわけですが、ですので、ずっと 20% 台で伸び悩んでいるということです。キャリアーコース関連でもう一点、組織内弁護士、社外取締役だけではなく、企業内弁護士ですと、たしかに 4 割程度が女性ですが、弁護士全体の比率よりずっと高い比率です。それはなぜか、あるいは法律事務所よりも組織内のほうがよいのでしょうか。最近、組織内弁護士について、ちょっと調査をしたりしていますけれども、確かに官庁などの関係で、『公務員弁護士のすべて』という著書に載っている論文で、私に印象的だったもので、女性弁護士が法律事務所から、たしかに金融庁でしたけれども、金融庁に入ったわけです。そして金融庁を選んだ理由は、育児にはむしろ法律事務所よりも官庁のほうがよいということで、あえて金融庁を選んだ、ということです。意味のある仕事をさせながら育児休暇など、あるいはタイムシェアリング、フレックスタイムなどを認めているということで、育児関連で官庁に移ったわけです。ですから、もっと全般的に女性弁護士の今の立場と申しますか、伸び悩んでいる理由は何なのでしょう。あるいは法律事務所と組織内との比較などに関する、もしもそれについて何かコメントがあれば、あるいはこれからの女性弁護士の将来についてのコメント、あるいは対策などがあれば、教えていただきたいのですが。

(市毛事務局員)

まず私からお答えします。司法試験の合格率は確かに微減というか、以前は女性のほうが合格率が高かったんです。それが 2、3 年前から低くなりまして、体力的な問題なのか、何なのかというのは分析できていませんが、そういう現象が起きているのは確かなので、

原因は何か、探っていかなければいけない問題なのかもしれません。

それから、検察官、裁判官、組織内弁護士の女性比率が高いのは、相対的にワークライフバランスがとりやすいということで、法曹の中でも職業を選ぶときに、その要素が非常に女性にとって大きいということだと思います。

(戸田事務次長)

ありがとうございます。やはり同じように思っております、組織内弁護士を今採用するところは、ある程度大きな企業なども多いと思うんですけども、育休・産休、ワークライフバランスで家事・育児と仕事との両立について、やはり条件が整っているというところが大きいのではないかと思います。

一方、やはり法律事務所もそういうところ努力していると思うんですけども、やはり規模も区々ですし、配慮しきれるところと、いまだに努力が必要なところといろいろあるというところで、さらにそこはいろんな取組が必要なのかもしれないなど、ご指摘を受けて今そういうふうには思っております。以上です。

(北川議長)

よろしいですか。では、次の方。清原さん。

(清原委員)

ありがとうございます。先ほど会長から、日弁連の副会長さん 13 名のうち、1 人が女性であるというお話がありましたが、女性の副会長は、私が参加させていただいた当初はいらっしゃらなかったもので、かえって最近意識的に女性の方を必ず副会長になるように配慮されているのかなと拝察しています。実は、現時点で全国に 813 市(東京都 23 区合わせて)ございまして、813 の市長のうち、女性は 18 名しかいません。そして、全国市長会という組織がありまして、現在副会長さんを増やして、今年の 6 月から 12 名になったのですが、会長の特命ということで思いがけず私が選ばれて、12 名中 1 人しか女性の副会長はいません。それでも 18 名しか女性がおられません中、当時の会長に指名していただいたのですが、では、女性の市長さんたちは活躍していないかといったら、全然そんなことはなくて、現在、「女性市長による未来に向けた政策懇談会」というのを 9 月からスタートさせているのですが、それぞれの市長の皆様の取組をそれぞれが学びながら、共有して、全国市長会にも貢献したいということで、思いをまとめつつあります。

ですから、私たちの立場といいますか、選挙で選ばれている立場でございますから、女性市長を何%にしようなんていう目標を立てるのも変な話ですから、これは選挙によって公明正大に、男性であれ、女性であれ、選ばれていくということになると思います。知事であれ、市区町村長であれ、議員であれ、思いの中に少しでも女性も挑戦できるような環境ができればなと思って臨んでいるところです。

さて、そこで、先ほどのフット委員のご質問やご指摘とも関係するのですが、いただきましたパンフレットで、法曹の女性割合が、裁判官が 22.5%、検察官が 20.4%、弁護士が 17.7%とあります。三鷹市では「ライフ・ワーク・バランス」の順番で言っておりますが、

裁判官・検事は「ライフ・ワーク・バランス」が取りやすいのではというご説明もあったのですが、裁判官、検察官には全国的な異動があると思います。弁護士さんの場合ももちろんご事情によっていろいろ意欲的に動かれるケースもあるとは思いますが、相対的には地域に根付くということが考えられる中で、やはりなぜ、弁護士の方の中の女性比率が少ないのかということは、全体の女性の人数が少ない中で、やや気になるころではあります。

そこで、一度弁護士になった方の中での女性の活躍を促進するということも必要だと思いますが、例えばロースクールへの進学意欲をもっと女子高校生、大学生が持てるような取組であるとか、何かそのようなことをなさっていることがあれば、ご紹介いただきたいですし、やはり職業分野として弁護士という職業あるいは法律家という職業を、若い女性もキャリアデザインの中に位置付けられるような取組を日弁連の皆様が率先してされていらっしゃるということも大事なことだと思ひまして、そのあたりについて、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(中村副会長)

私から。ご指摘のところ、大変貴重なポイントだと思います。今、法曹を目指す若い人たち自体が激減をしているという状況があります。これを改善しなければいけないということが大前提でございまして、そのために、小林副会長を筆頭に、法曹の魅力を発信をして、若い人たちに目を向けていただいて、志望してもらおうという取組をやろうということが1点目です。

それから、その中で特に女性に対してどうしていくかということですが、やはりご指摘のとおり、女性にとっても、法曹、あるいは弁護士の仕事というのは、非常に魅力的であるということをきちんと伝えていかなければいけないということを考えておまして、11月23日ですけれども、早稲田大学におきまして、女子中学生、高校生の方々にお集まりをいただきまして、あとは保護者の方にも来ていただきまして、法曹の魅力、弁護士の魅力、具体的にどういう仕事を担っているのかというあたりをお伝えしながら、進路についてのご相談をさせていただきたいという取組を行うことにしております。発想は前からありますので、ようやくそういうシンポをやろうということになっております。

(戸田事務次長)

シンポジウムの中では、裁判官と検察官と弁護士それぞれが対談をしたり、それからいろいろ自分のやりたい刑事分野とか、家事分野とか、いろんな分野に分かれて、中高生の方と法曹が意見交換をして、興味を持っていただくというような、そういったイベントを考えております。

(清原委員)

中学生、高校生に対するPRはどのような手段でなさっているんですか。

(中村副会長)

若い弁護士が直接お話をさせていただく、あるいはご相談があれば、それについて、聞

いていただいて、いろんな話をするという、対談型ですね。

(清原委員)

その 11 月 23 日のイベントについて、中学生、高校生をどのように集められたのでしょうか。

(中村副会長)

動員の PR ですか。

(戸田事務次長)

都内の高校等にチラシを送付し広報をお願いしています。もし、ご入り用であれば、広報のパンフなどありますので、いつでもご提供はできますので。これは政府の内閣府の男女共同参画局というところとタイアップをいたしまして、日弁連と男女共同参画局とのタイアップ、そして最高裁とか法務省のご協力もいただきまして行う企画ということになっております。

(中村副会長)

今後としては、先ほど申し上げたような。

(清原委員)

初年度の参加者数の多寡によらず、こうした取組はやはり継続していただければありがたいなと私は思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(北川議長)

よろしいですか。

それでは松永委員さん。

(松永委員)

先ほどの市毛さんのご説明の中で、企業からの申請が案外少ないというのに、ちょっと驚きました。と言いますのは、私も上場企業の社外役員を複数やっておりますけれども、株主総会に出ますと、この 2、3 年必ず株主から女性の役員についての質問が出ます。そうすると、企業としては、コンサルティング会社とにかく女性を出してくれということも言っていますので、弁護士会への要望は多かつたんだろうなと思っていました。実際今年の 6 月、いろいろところで、女性弁護士の就任が増えたと実感しておりますが、大体今何人ぐらい、社外役員に弁護士が就いていらっしゃるのかを教えていただければと思います。

(市毛事務局員)

私どもが把握した数字が、本日配付資料の 51-1-2、2/6 のところでアンケートを行った対象は、会社四季報でピックアップした 102 名です。お一人で何社もやっていたら、のべ人数にすると 300 近いのではないかとされておりまして。実際、日経の記者さんから伺った限りでは、女性の社外役員が約 1,000 名で、うち 3 割ぐらいが弁護士だということなので、のべ人数で言うと 300 ということなんです。他方、1 人も女性の役員がない企業がまだ 2,800 ということなので、確実にニーズはあるはずなのですが、なかなか情報が

届いていないのと、まだまだ採用意欲が低いのではないかというふうに思います。

(松永委員)

でもその300人というのは、去年から比べると増えたということは言えますよね。

(市毛事務局員)

はい、思います。ただ、本日配付資料の3/6のアンケートデータの中の13のところですが、どういうルートで就任されたかという質問に対して、紹介者は、社長さん、それ以外の役員、弁護士の紹介が多いということです。つまり、企業の側から何か名簿にアプローチして候補者を絞り、三者面談をしてなるというような、そういったことはまだ少ないようです。社外役員選任の仕方についてガバナンス上それでよいのか、という点は問題提起していかなければいけないと思っております。

(北川議長)

よろしいですか。中川委員さん。

(中川委員)

水を差すわけではないのですが、女性が少ない最大の理由はやっぱり人材がないということなんですよ。企業の中で、男女雇用機会均等法ができたというのは、今から15年ぐらい前ですかね。それまでは女性の方は、大体事務職で一般職として採用されている方がごくまれだった。ということは、会社の中でまだ経営を担うほどの女性がまだ育っていない。これからどんどん出てくるわけですね。やっと今部長クラスの人に増えてきています。ですからもう10年もすれば、その中から優秀な人が社内の中から役員になっていくと。そういう時代が来ると思いますね。ですから、これはもうむしろどっちかという、時間の問題だと私は思っております。

それからもう一つ、女性の役員がおられる企業のROEが高いというお話ですけれども、これは原因と結果がどっちがどっちか、よくわからないので、いい会社は余裕がありますから、女性を採れる。そういう関係もあると思いますので、一方的にはちょっと、余分なことですが。

(井田委員)

いいですか。二つ質問があります。一つ目は、フット先生の質問の関連で、一般的な働きやすさの問題なんですけれども、女性の弁護士として働いていくときに、男性に比べて不利益というか、やりにくいなということが実際にあるのかどうなのか。例えば結婚前の名字を使うこと、弁護士として名前を登録することはできるようになったというふうに聞いているのですが、登記とかが関わるところで戸籍名を使わざるを得ないような局面があって、やっぱり不便をされることがあるのかどうなのかということですか、やはり難しいクライアントの方とやりとりをするときに、自分で事務所を1人で構えているところでもちょっと不安になるということがあるのか。今挙げたようなことで、男性でも女性でも抱えるような同じように抱える問題かとも思いますけれども、知りたいと思いました。

それで二つ目の質問は、副会長さんは各地から選ばれてこられる方なので難しいのかも  
しれないですけれども、例えばクオータ制みたいなのを過去に検討されたことがあるのか、  
今議論していらっしゃるのか。そのあたりのことも聞かせてください。

(中村副会長)

まず、個別の職場での男性と女性の違いといいたいでしょうか、私、個人的にですけれども、  
私の事務所にも女性の弁護士が 25% いるんです。今ご指摘のとおり、難しいクライアント  
だとか、いろいろ問題があつて、女性の弁護士を採用することに躊躇する事務所があるこ  
と、これは間違いありません。これは現実問題です。しかしながら、実際に一緒に働いて  
みますと、つまり、われわれの事務所にはいろいろな分野の事件、依頼が来ます。それは  
力業でやらなければいけないこともあれば、しっかり話を聞く、あるいはクライアントに  
しっかりと寄り添っていくというようないろんな多様な相談、あるいはご依頼があるわけ  
ですから、そういうものに対応していくためにも、やはり女性の弁護士というのは、きち  
んとした役割を担っていただけるだろうというふうに私は確信しております。また先ほど  
ご指摘がありました例えば名前の問題にしましても、それは婚姻前の姓ということで、こ  
れは弁護士会の中でも、「職務上の氏名」ということで、かなり定着しています。あとは、  
結婚された場合、それから出産された場合ということはありませんけれども、これは女性特  
有のことではなくて、男性、あるいは夫との分業、共同の中で解決していく問題でもあり  
ますし、それから法律事務所の中でも、きちんとした環境を整えていくということが極め  
て重要だと思いますので、これは克服できる問題ではないかなと私は思っています。

それから二つ目のクオータ制につきましてですけれども、今、最初のご挨拶の中で中本  
会長が触れていましたけれども、今まさに日弁連の副会長に女性の会員の方をどうやって  
入っていただくかということを検討しているところでありまして、具体的な課題としては、  
今 13 名の副会長がいるわけですけれども、それとは別枠で女性の枠、いわばクオータ制に  
なるのですけれども、女性の枠を増やすことができないだろうか。そのために、その選任  
手続をどのようにやるのが合理的なのか。あるいは全国的にコンセンサスを得られるのか  
というところをまさに検討しているところでございます。

それから、東京の弁護士会の中でも、やはり女性の副会長についても、クオータ制をと  
っている会もありますので、そのあたりは、市毛先生よろしいですか。

(市毛事務局員)

私の所属する第二東京弁護士会は、6 人の副会長のうち、必ず 2 人は女性が副会長にな  
るべく、副会長選挙に女性が立候補した場合、2 人までは無投票で当選するという仕組み  
になっております。実際には、ここ 10 年選挙はないのですけれども、この制度があるお  
かげで、素晴らしい女性が 2 人、毎年続いて副会長に就任しております。

(戸田事務次長)

あとちょっと補足で申し上げますと、先ほどの女性弁護士、働きにくい面があるかとい  
うご質問があったと思うので、今中村副会長が説明したとおり、女性もいろんな役割の中

で、すごく女性弁護士が頑張っているというのは事実だと思うんです。ただ、ご指摘もあったように、別姓が利用できない場面があるというような問題がありまして、例えば登記上とか、後見人に就任したりしたときは、登記上はやはり戸籍上の名前を使わなければいけないとか、銀行口座を開設するときに、やはり戸籍上の名前ではないと開設できない、というようなところもあったりして、そうしますと、自分が使っている通称と違う名前で発記をしなくてはいけないというところで、不便もあるというふうには伺っておりまして、制度的な改正をしていただければなという希望は皆さん持っていらっしゃると思います。以上です。

(井田委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

いいですかね。では。

(神津委員)

統計を見て、裁判官や検察官に比べて比率が低いというのは、私が思っていたイメージとちょっと違ったので、少し残念だったなと思いました。ただ、今労働界もあまりえらそうなことを言えないので何なんですけれど、ただ、弁護士さんの仕事というのは、いい意味で象徴的というか、位置付けも皆さん方を前にあまりおべっか言うわけではありませんけれども、高い位置付けにある仕事だと思うので、やっぱり世の中を引っ張っていく意味では、やっぱりこのところは比率が高まっていったきたいなというのが一つです。

それと、今日社外取締役に関わる取組というのは、非常に興味深くお聞きしたんですけれども、一方で働く者の立場でのニーズというものも少なからずあると思っていて、今連合で電話労働相談ダイヤルというのをやっているんですけれども、大体いろんな相談が解雇だとか、残業代を払わないとか、様々月間で 1,200 件ぐらいあるんです。最近特にセクハラ、マタハラ、女性にかかわる問題が増えていまして、項目別に見ると、今一番多いというような状況になっています。年に一回、特にその問題にスポットを当てて、集中して 3 日間ぐらいやるんですけれども、そのときには、役職員が手分けしてやるんですけれども、特に女性の弁護士さんにアドバイスをもらって、直接相談も手伝ってもらってやったりしていまして、そういうところからもニーズの高まりというのは、ひしひしと感じられるというところがあります。

そういう意味では、今度 11 月 23 日にやられるイベントなども含めて、やっぱり仕事を選ぶという、若い人にとって憧れだとか、こういう面で活躍しているんだという、そういういい事例とか、それがきっかけになるケースというのは、すごくあると思っていて、そういう意味でのいろんな工夫もしていただければありがたいなと、こんなふうに思いました。以上です。

(北川議長)

よろしいですか。

(戸田事務次長)

今ご指摘いただいた、まさに労働相談や何かの場面で、特にセクハラ、マタハラで困ったという相談は増えていらっしゃるというのは、弁護士の側からしても、実感としてあります。昔はあまり言えなかった問題が、今はやはり一つ大きな問題として弁護士のところに持ち込んで、何とかしたいと思うような問題があつて来たというところがありまして、その意味でも女性弁護士がゆっくりお話を聞いて、寄り添ってそれを解決していくというニーズは、高まっているのかなというふうに思います。そういう意味でも、女性の法律家を育てていくという必要性も本当にご指摘のとおりかなと思います。

(村木委員)

質問が二つほどあつて、一つは、弁護士さん、大体2割強ぐらい女性がいて、役員だと10%ぐらいというのがありましたけれど、10%という数字をどう見たらいいのか。さっきの会社の話でも、その年齢、適齢期の比率で見れば、まだ少ないと。この10%というのはなれていないのか、それとも役員適齢期で言えばちゃんとなれているという数字だと理解していいのか、というのが一つ目の質問です。

もう一つは、計画をしっかりと読んでいないのですけれど、何かしら一つでも数値目標的なものがあるかどうか。今年の4月から、企業や役所は改善計画を立てて、数値目標を入れなければいけないというふうになっているので、その辺、日弁連として追いつけているかどうかというのが、もう一つの質問です。

あとは、お役に立つかどうかわかりませんが、キャリアの公務員の女性の合格率は2割ぐらいなんですけれど、各省に絶対3割採れという号令がかかっているんですね。どうやっているかという、合格者数全体を増やして、男女とも同じ基準で増やして、その中で本当にいい女性を3割採るというやり方です。3割採れなかった役所は、一つぐらいしかなかったはずで、工夫すればある程度できるということです。試験制度とか、選挙といったものがあるところが昔から女性活躍の比率が低かった。農協と医師会と弁護士会と労働組合と国会議員とか、議員とかというのが、全部だめだったんです。でも、連合さんは工夫されたし、二弁も工夫をされた。やっぱり少し頭を柔らかくして前へ出られることをしないと、試験と選挙制度を言い訳にしていると、多分永久に変わらないと思うので、頑張ってもらいたいと思います。

(北川議長)

お答えありますか。

(戸田事務次長)

数値目標は、2017年までに15%というのが目標でして、しかし、非常に期限が迫っておりますので、なかなか実現が難しい状況にございまして、それで今、中村副会長もご説明あつたとおり、クオータ制といいますか、割り当てをつくって女性を入れないと、ご指摘のとおり、増えないというところで、今取組を検討しているところでございます。ありがとうございます。



(長見委員)

ちょっとだけ。消費者団体は放っておいても女性ばかり多くて、それはそれで困っているところがありまして。非常に優秀な方がたくさんいるわけですね、リーダーになっていられる方が。選挙というところ、もともとは地盤の会員さんがいて、そこから選挙というところは多いわけですけど、だから、隠された才能のある人はいるんだろうと思います。ただ、消費者団体も若い女性が入ってこられない。やっぱり子育て、家庭とか、今は専門の人がいないので、みんな仕事持っている人ですから、なかなか活動しにくいというのがあります。

それから、国の会議等はやっぱり数値目標がありまして、今 20%ぐらいまで引き上げたんでしょうか。はじめ 13%からスタートして、中に目標としては2人いるようにというような感じだったのですが、やっぱり入ってくるのはマスコミの方か、弁護士さんか、消費者団体かというふうになっていて、ほかの分野からはなかなか女性が出てこられないというようなのが実態です。

(北川議長)

どうぞ。

(フット委員)

1点だけ。これは男女というよりも、ワークライフバランスの言葉で思い出したことですけれども、最近の電通の事件もあって、私の元ゼミ生の話の聞いたりしていると、大手事務所などで、そのくらい毎晩真夜中まで仕事をしたりしているという話を聞くと、過労死にならないのか、本当に心配しています。これはアメリカの大手の法律事務所でも同じような状況だと思いますけれども、日弁連として、こういった弁護士の過労死にならないための対策か何か、あるいは検討したらどうかとは思いますが。本当にあの労働時間を聞くと、ぞっとします。私は大手の法律事務所に勤めていましたけれども、あのころとは倍以上のワーキングアワーのような気がしますので。

(北川議長)

どうぞ。

(出井事務総長)

今のご指摘は非常に厳しいご指摘で、弁護士事務所は多くが中小企業のようなものなんですね。なので、そのあたりのことが果たしてどこまでできているのか。それから、日弁連、弁護士会がワークライフバランスについては、いろいろ広報・周知はしていますけれども、実効性のある措置として何かやっているのかということ、なかなか難しいところです。

それから、男女共同参画ということで申し上げますと、もちろん弁護士会の中で、弁護士会の指導的な地位に女性がいて、一定割合以上就くということも大事ですけども、やはり別にわれわれは弁護士会で生計がなり立っているわけではありませぬので、やはり各事務所、自分の事務所でパートナーになっていく。この道が大事だと思います。

それから、それについて申し上げますと、これも先ほども話に出ましたけれども、やはり

各事務所のパートナーの意識から変えていかなければいけないのだと思います。

それから、先ほど村木委員からご指摘のあった弁護士会の中でやはり重要な地位に就くために選挙というものがあるものがあります。選挙という制度があるものですから、そこをどうクリアするのかという問題があります。ただ、そこは、それを乗り越えて無理をしないと、いつまで経っても実現しないだろうということで、二弁はそういうことで踏み切ったということでございます。

これは、制度的に無理をしているということと同時に、女性の方も非常に無理をさせる制度なんです。これは自分の仕事を犠牲にして副会長になってもらわないといけませんので、かなり女性の方に無理を強いる制度であると思います。ただ、それも本当にそれぐらいの覚悟でやらないと、実現はできないんだということだと思います。われわれみんながそこを認識して進まないといけないのではないかと考えております。

(北川議長)

よろしいですか。私が知事しているときに、県の女性登用率を上げるという目標を立てて、市町村に頑張れとって通知して、頑張らせろと言って調べたら、市町村のほうが女性登用率高かったんです。何なんだというので、私それを知らなくて、このやろうという話になったのですが、今の数値目標の話ですけれども、お聞きしていると、まだ通った後どうしようかなという段階でご議論いただいているような気がするんですね。だから、例えばこの数値が適切かというのは、私は知恵がないのですけれども、副会長さんで13人のうち今が1人、今後2人にしたいとか、どなたか言われたかと。

(中村副会長)

13人プラス

(北川議長)

13人の副会長の中で1人でしょう。

(中村副会長)

今はそうです。

(北川議長)

それで2人にするんですか。

(市毛事務局員)

15人に増やして、2人を女性枠にしましょうという話です。

(中村副会長)

そういうことです。今検討中です。

(北川議長)

したらいいじゃないですか。だから、そういう議論にしないと、今の総長さんのお話だと、困っているんですよというのなら、何も進まないから、それを進めるのがいいか、どうかは、皆さんでお決めいただくのですが、こういう背景の中でどうするかというのは、数値目標とかそういうことで、私が知事のときに恥かいたように、まず塊より始めないと、

各それぞれの単位で、何人出せというようなことは難しいし、このような団体ですから、非常に難しいとは思いますが、そういうことには総長さん、ならないですかね。まず、副会長さんの選任基盤が私、わからないけれど。

(出井事務総長)

副会長を誰か指名できるようにすればいいのかもしれませんが、選挙なんですね、副会長も。そこをどうするかという。

(北川議長)

だから、そこをどうするかを決めてくださいという話です。

(市毛事務局員)

検討するワーキングができております。

(北川議長)

そのワーキングはできているけれども、いつワークするんだという話。

(中村副会長)

近々です。近々やります。近々に提案をつくりまして、

(北川議長)

だから、近々というのはいつですかと。だから、そういうふうに決めていかないと、それがいいことかどうか、私わかりません。決めるのはね。

(市毛事務局員)

ワーキンググループが時限的な組織で、現会長の在任中にこれを実行するということを目指してやっております。

(北川副会長)

現会長ですか。

(市毛事務局員)

はい。現会長の在任中です。

(北川議長)

だから、そういう議論をお進めいただいて対応していかないと、検討しています、検討していますと、結果、本部も何もやっていなかったねといったときに、一体どうなるの。

(出井事務総長)

現会長の任期中に答えは出ます。

(北川議長)

出されるということですか。

(中村副会長)

出します。

(北川議長)

そういうことがわかったら、いいんですけど、今の形ですと、いろいろ問題がありまして、というのをどうするかと。

(中村副会長)

私担当なんですけれど、ちょっと先ほどのご説明があまりに抽象的過ぎましたけれども、今総長が言うように、もう結論を出す時期というのを決めています。つまり、この総会で、こうやるんだと。それに向かってどうするのかというロードマップをつくっております。

(出井事務総長)

総会にかけて必ず通るかどうかわかりませんが、答えは出ます。

(北川議長)

ということは、今クオータの話も出ましたよね。選挙の予想はいかんよという、これ、議論が錯綜しているような気がして、そのあたりをどう整備するかも含めて、現会長の間いろいろな難しいと思うんです、それは。選挙もある意味、いろんな問題があると思いますが、そういうふうに進めていただいたらいいのかなと、私の体験上、思うのですが。

(戸田事務次長)

非常に心強いご意見だと思いますので。

(北川議長)

よろしくお願ひ申し上げます、ちょっと時間がオーバーしまして。次の問題のほうが、課題が喫緊かなと思いますので、移らせていただいてよろしいですか。

## 議題②依頼者保護制度の取組について

(北川議長)

それでは、次の第2の課題に移らせていただきます。それでは、第2の議題として、「依頼者保護制度の取組について」を検討していきたいと思います。

早稲田祐美子副会長、橋本賢二郎副会長にお越しをいただきまして、ありがとうございます。15分程度でこの問題について、ご説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(早稲田副会長)

それでは、まず早稲田からご説明させていただきます。配付資料の16/25をご覧ください。「弁護士不祥事の根絶を目指す総合的対策」という取組は、実は本年度に始まったものではなく、平成25年1月10日付けの市民窓口及び紛議調停制度に関するワーキンググループ「不祥事の根絶をめざしてー市民窓口機能強化等の提言」、及び平成25年12月25日付けの弁護士職務の適正化に関する委員会「不祥事の根絶をめざして その2ー弁護士への信頼確保のための非行防止策の提言」という、二つの提言が取りまとめられたことが起点となっています。これらの提言は、残念ながらこの時期に弁護士不祥事が多発したことから、その対応として取りまとめられたものです。

ここで想定している「弁護士不祥事」とは、私どもにおいては、巨額の横領を念頭に置いています。その弁護士不祥事にどのように対応すべきか、日弁連及び単位会をあげて検討いたしまして、16/25の資料に「弁護士不祥事の根絶をめざす総合的対策」と書いてある

ように、「第1 非行探知」、「第2 被害拡大防止」、「第3 非行発生自体の阻止」、「第4 重大非行防止」、そして「第5 重大非行への対応」という5つの柱に分けて、総合的な対策を講じて弁護士不祥事の根絶を目指しています。そして、ある課題については施策を実現し、ある課題については検討を継続しています。

まず「第1 非行探知」につきましては、「市民窓口の機能強化等」、「市民窓口規則の改正・全国協議会による情報交換」、そして「紛議調停情報利用」といった取組課題があります。

最初の市民窓口機能強化等についてですが、現在、全ての弁護士会に、市民の皆様からの苦情を受け付ける「市民窓口」を開設しています。ここでは、自分が依頼した弁護士に対する苦情、それから相手方の弁護士の苦情等を受け付けております。市民窓口は、市民に開かれた弁護士会の窓口ですので、そこに寄せられる情報から弁護士非行の端緒も把握しようと、その機能強化を目指しています。

この関係でいえば、私は第二東京弁護士会の本年度会長を兼務していますので、当会の場合についてご説明させていただきます。当会には5,000人の会員が所属しており、それらに対する苦情等を受け付ける市民窓口は、月曜日から金曜日まで開いています。その相談担当者には、いろいろ弁護士会の会務をやっていただいて、しかも倫理的にもしっかりした会員をお願いをしています。そして、市民窓口で受け付けた相談の内容と結果については、全部、理事者で回覧して共有しております。

それを見ますと、残念ながら、特定の会員に対する苦情が重なることが結構あります。そういう情報を早めに理事者が把握し、その情報をもとに苦情の多い会員については、例えば弁護士会に呼び出して、その苦情の理由を聞いて、何か問題が無いか確かめるといった取組が、ここの「非行探知」をするための取組課題です。

なお、その3番目の「紛議調停情報利用」における「紛議調停」という制度ですが、これは主に自分が頼んだ弁護士、つまり依頼者と弁護士の間で弁護士業務について紛議が起きている場合に、弁護士会が調停を行うというものです。

次に「第2 被害拡大防止」ですが、ここでテーマとなっているのは、非行を探知した場合の弁護士会による懲戒制度の運用強化です。

まず、いわゆる会立件とか会請求と呼ばれているものがあります。弁護士の懲戒請求は、通常は、依頼者ないし相手方等の市民の方からなされることが多いのですが、その懲戒請求を待っているだけでは、やはりなかなか弁護士不祥事が起こった場合の被害拡大防止になりません。そこで、所属する弁護士の非行を探知した弁護士会が、自ら懲戒請求する制度が、いわゆる会立件であり、この運用強化が課題であるということです。

それから、単に会請求しただけでは被害が非常に拡大しそうな場合には、懲戒処分がされる前の段階であっても、懲戒の手續に付された弁護士の氏名及びその事案の概要等について、被害拡大防止等のために公表をする、いわゆる事前公表制度があります。

「第3 非行発生自体を阻止」に関しましては、平成25年に、預り金等の取扱いに関す

る規程の制定を実現しました。ただ、なかなか現行規程だけではうまくいかないところがありましたことから、この預り金等の取扱いに関する規程の規律を強化する改正をすることが、現在、検討している課題の一つです。

もう一つ現在検討している課題が、「第5 重大非行への対応」の項にある依頼者見舞金制度です。

残念ながら巨額横領のような弁護士不祥事が発生した場合に、弁護士に自分の預けたお金を横領された被害者の方々に、日弁連会長が裁量的にお見舞金を支給するという制度の創設を検討しております。この制度の概要は、18/25に「依頼者見舞金制度（仮称）の概要」という資料を付けさせていただいております。

弁護士不祥事において具体的にどのような被害が多いかと申し上げれば、19/25以下に書いてあります報道の資料を添付させていただきましたが、特に社会的に耳目を集めたのは、成年後見人による預り金の横領です。弁護士成年後見人は、いわゆる認知症等の成年被後見人の方々の財産を預けていただいているのですが、そのお金を例えば自分の事務所の運営費が足りないとして使い込んでしまうという事件の報道が、残念ながら過去に何件か出ました。法律事務を独占させていただいている弁護士のそういった不祥事に対して、弁護士の強制加入団体であり、かつ、その弁護士の懲戒権を弁護士自治として持っている日弁連が放置することは問題であろうということから、このような制度を検討しています。

ただ、ご承知のように、日弁連は52の弁護士会から成り立っておりますので、52弁護士会、それから全国の弁護士の承認を得ないと制度を導入することができません。

そのため、本年度、かなり精力的に会員及び弁護士会に対してこの制度の意義等について理解をいただくべくご説明しているところでございまして、現在は、全弁護士会に対して行った意見照会の回答を集計中です。

以上、概略的に説明させていただきました。

（北川議長）

ご説明は、以上で一旦よろしいですか。

それでは委員の皆さん方にご質疑を賜りたいと思いますが、一応3時半頃までには終わりたいと思いますが、これなかなか難しい問題だと思っておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。どうぞ、ご意見おありの方からご発言をいただきたいと思っております。

中川委員さん。

（中川委員）

私、たまたま法テラスの審査委員会の委員を10年ぐらいやっております、懲戒案件をずっと見させていただいて、件数が増えてきています。弁護士の数も増えていきますから、比例的に見ますと、激増しているということではなく、比例的に増えてきている。

ところが、お金絡みの問題が、その中でも大変多くなってきているということが特徴的だと思います。そのお金絡みというのも、今日、例に挙げていただいた預り金の横領と、これは言語道断なのですが、それのほかに例えば、非弁提携、弁護士でない人から貸金請

求の紹介を受けて、その仕事をやって、キックバックをすとか、あるいは自分の名前を貸して、弁護士でない人に実質的には仕事をさせる名板貸しをして、キックバックを受けるといった非弁提携による稼ぎ。それからいわゆる高額報酬。ちょっとした案件で非常な高額請求をする。ちょっとした相続案件とか、ちょっとした職務調査、弁護士会照会というのがありますよね、弁護士会の。ああいうものに対して、すごい額の請求をするということで、懲戒案件が続出しているんです。だから、結局、お金儲けのための不祥事が目立ってきている。

それが表に出てきたものだけなら大したことはないと思うのですが、おそらくこういう問題は氷山の一角でありまして、多分、表に出ないもの、いわゆる依頼者から言うと泣き寝入りになっているものとか、場合によっては気がついていないものも、相当あるのではないかと考えておりまして、そこが私は一番心配です。

と言いますのは、結局、こういうことが続きますと、弁護士全体に対する信頼感が徐々に希薄になっていくのではないかと。弁護士自治の問題などもありますけれども、そういうことよりも、やはり弁護士は依頼者との信頼関係がベースですから、ここのところが希薄になりますと、弁護士に頼むのをやめておこう、というようなムードが出てくる。これは大変、司法制度の根幹に関わる問題になってまいります。弁護士に対する信頼を崩していく非常に大きな問題ではないかなという感じがします。

ですから、この問題は、個別の弁護士の問題ではなくて、やはり、これは大変なことだという、もっと大きな緊張感をもって、弁護士会全体が取り組むべき問題ではないかというのが私の思いです。若い弁護士に聞きましても、「いや、私は大丈夫です。」と、みんな言うんですね。「それは年寄りの弁護士がやっているだけで、私はやりません。」と。こう言うのですが、いやいや、そうじゃないよ。弁護士であるあなたの信頼もその弁護士は落としていることになるんですよと言いたい。だから、そういう弁護士全体の共通の緊張感というものを、何とか一つ弁護士会で作り上げていただきたいというのが、私の基本的な考え方です。

それをどうやってやるかは、皆さんにお考えいただければいいのですが、外から見てすぐ思いつくようなことも一つか二つあります。それは一つが、ここでおっしゃっている預り金の口座の問題です。お金を預かってその口座をつくる。口座の作り方もまちまちですね、弁護士によって。1人で30ぐらい口座を持っている弁護士もいますし、二つとか三つとかという弁護士もいますし、一つしかいないという弁護士もいます。まず口座の作り方が、非常にバラバラだという面があります。それから、口座の報告先をどこにするかという点では、今、ご検討いただいている案では、弁護士会に報告する。それはそれでいいような気もするのですが、何か、依頼者からすると不自然です。何で自分のところに報告してくれないのか。自分のお金を預かってもらったのなら、それがどこにあるのかを知るのは、当然、預けた依頼者でしょう、という感覚になります。ですから、預り金の報告先、どこに、いつ、いくら預かりましたということを報告する先を、依頼者にできない

のですかというのが、私の第一印象なんです。これについては後で教えてください。おそらくいろいろな問題が、何かあるのだと思います。

それからもう一つは、依頼者見舞金制度は、是非、創設していただきたいと思います。ただ、何か、問題を起こした息子の被害者に、母親がお菓子に持って謝りに行くような印象なんです。後で謝ればいいというものではないわけですから、やはり予防策を強力なものをするというのが、一番、弁護士に対する信頼を維持するための重要な考え方だと思います。そういうものは何かあるかは、本当にそれは真剣に考えていただきたいのですが、すぐに思いつくのは、例えば弁護士の間で通報制度というのがありませんよね、今。これは企業でも、役所でも、どこでも、内部通報制度があるというのは常識であり、むしろ、ないところの方が少ないと思います。そういう意味からして、弁護士内部でそういう通報制度というのはつukれないですか。

自分のボスにはものすごく言いにくい。いくら言っても、パワハラ、セクハラで言うことを聞いてくれない、というときに、どこかにそれを持っていけるような制度があったっておかしくはないのではないかという感じです。外から見て、預り金口座の問題と、それから内部通報制度というの、やろうと思えばできる問題ではないかなと、私は思っているんです。

(北川議長)

ありがとうございます。中本会長さん、今、第2番目の依頼者保護制度が始まったところでございまして、今中川委員がご質問したと、こういう段階でございまして、ご了解いただきたいと思います。

今、中川委員さんがご指摘いただいたことについて、何かご答弁というか、考え方とか、おっしゃっていただける分があったら、どうぞ。

(早稲田副会長)

まず、1点目の依頼者に対しての預り金等の報告ですが、現行の預り金等の取扱に関する規程では、その第8条に、収支報告という定めがありまして、依頼者の請求があったとき、ないしはその職務が終了したときは、依頼者に対し、入出金の概要を記載した書面により、預り金及び預り預貯金の収支について、報告しなければならないとしています。ただ、なかなか運用がその規定どおりにいっているかという問題と、それから、依頼者が弁護士を信頼して、結構、長期間預けるような場合があります。その場合、依頼者が知らない間に、弁護士が預けたお金の使い込みをしてしまうというタイプの不祥事の防止にはなかなかかなりにくいという問題があります。

その対応について現在検討していることは、まず、預り金専用の口座、例えば私ですと、「預り金口弁護士早稲田祐美子」という、預り金専用口座であることを明示した口座名を付した預り金専用口座を開設して、それを自分の所属弁護士会に届け出ることを義務付けることです。初歩の初歩といった段階ですが、そのような検討をしています。現在も預り金等の取扱に関する規程で、預り金口座開設をなさいという義務は定められているので



すが、本当に預り金専用口座を開設したかどうかについては、弁護士会がまだ正確に把握していないので、それをまず把握させることを、今回の改正で検討しているところです。

ここで日弁連が考慮する点は、全国のどの弁護士会でも一律に対応できそうなミニマムスタンダードということであり、現行の会規もそのような内容です。ある弁護士会では、既に預り金専用口座を届け出させる会規を有しているのですが、それを全部の弁護士会において足並みを揃えて対応するところまでできていませんでした。今回の改正では、そこまでいっていなかったのを、少しハードルを上げさせようという検討をしています。

(中川委員)

何か依頼者に通知をすることについて、非常に困難があるのですか。弁護士会に報告するときに、同時に依頼者にも報告すると。

(早稲田副会長)

依頼者は、多分、弁護士の預り金口座があること自体はご存じだと思います。預り金口座が何という銀行の何という口座であるということ自体は、依頼者が予め知っているということが前提です。

(中川委員)

だからそこが問題だと思うんです。それを知っていることが前提だというためには、それを依頼者に通知しなければ、わかりませんよね。

(早稲田副会長)

お金を弁護士の預り金専用口座に振り込む場合は、依頼者からの場合と、例えば和解等があったときに、依頼者に最終的に渡す和解金を相手方からの場合と、大体、二通りあると思います。前者のような相手方から預り金専用口座に振り込まれる場合、振込を受けた弁護士がすぐに依頼者に通知する制度等いろいろ検討しましたが、その弁護士が依頼者にすぐ通知すればいいのですが、依頼者には通知せず、自分のところでそのまま使い込んでしまうというケースもあります。そこで例えば、相手方の弁護士が和解金を支払ったときに、同時に依頼者に相手方の弁護士から通知させるという制度も検討いたしました。しかし、これはなかなかうまくいかないだろうと思われましたので、今はそこまで求めない案を検討しております。

(中川委員)

つまり、手続の問題だけなんですかね。それで困難はあまりない。手続が面倒くさいというような。

(早稲田副会長)

手続の問題だけではなく、もう一つ、これはいろいろな議論があるのですが、弁護士の職務の独立性という問題と、弁護士の守秘義務がどこまで解除されるかという問題があり、種々議論をしております。今のところ、手続の問題も確かにございますが、プラス弁護士の職務の独立性、守秘義務との関係という論点で、すべてにわたって全部開示する形では検討しておりません。

(中本会長)

最近は、依頼者が現金を持ってきて、弁護士に預けるということはそれほど多くないです。昔は、私が弁護士になった頃は、着手金でも何でも、現金で持ってくる人が多かったのですが、今は全部銀行振込です。振込ですから、預り金専用口座をついたら報酬や着手金、預り金専用口座に入金してくださいという請求書を依頼者にお送りします。それによって依頼者はお金を振り込みますから、依頼者はその預り金専用口座に自分のお金が入っているということを、知っているケースが非常に多いのです。

それから、和解をするときに、和解金を払うときは、普通は預り金口座を書いて、そこへ和解金を入金させますが、判決の場合、和解調書があれば、それを見ればどこの口座に和解金が入ったかわかります。しかし、困っている弁護士が、一般的に和解調書のコピーを依頼者に送るかどうか、少々、心配なところがあります。普通は、和解したら和解調書のコピーを依頼者に送りますので、そこに記載がある預り金専用口座に自分の和解金が入ったことはわかるはずなのですが、困っている弁護士は、そういう入金について依頼者に知らせないケースがあるので、依頼者はなかなか、預り金口座への入金について掴むことができません。

(中川委員)

結構、懲戒案件になるのは、保険金とか交通事故の損害賠償とか、保釈金の返金とか、そういう事案なんですね。

(中本会長)

そうです。

(中川委員)

ですから、それは依頼者には、どこに行ったのかわからないのです。そこで預り金について、きちんとこの口座にいくら入金しましたということを本人に通知するのは、そんなに私は困難ではないのではないかと思います。

(早稲田副会長)

通常の弁護士は、そのようにしているのですが、着服する弁護士はそれをやらないので、なかなか着服防止にはならないというところです。

(中本会長)

お金に困っている、着服するような弁護士は、入ってきたお金を流用しますから、お金が入ったことを依頼者へ言わないのでしょう。言えば依頼者はすぐ必ず請求してきますので、自分でそのお金が使えなくなりますから。はじめから自分で使おうと思っているかどうかはわからないケースもあるのですが、入金があったので、少し使ってみようかと、少し運転資金だといって、そのお金を使ってしまい、そのうち、また次の報酬が入ってきたら、それで返そうと思っているのですが、徐々に返せなくなってくる。そういう横領例はあると思います。

(中川委員)

ですから、それを強制的に依頼者に追及させるという、しなければそれは義務違反だというそういう意識があればいいなと思うんですけどね。

(出井事務総長)

終了報告のときだけではなくて、そもそも預り金専用口座を開設して、お金が入ったときに依頼者へ報告させようということですか。

(中川委員)

依頼者に報告する、ということです。

(北川議長)

よろしいですか。次に

(出井事務総長)

先ほどの中川委員のご指摘の点について。

(戸田事務次長)

先ほど、依頼者のために預かったこと自体を依頼者にお知らせしなくていいのかというご指摘がありました。現行の預り金等の取扱いに関する規程第5条に、預り金を受領したときは、遅滞なく依頼者に通知しなければならないという規定を設けておりますことを、補足させていただきます。もしこの規定に違反すれば、会規違反となり懲戒事由に該当することにもなります。ただ、その規定を守らない人がいて困るということは、ご指摘のとおりかと思えます。以上です。

(北川議長)

中川委員さん、続けていただいても。

(中川委員)

私は、内部通報というのは、本当の意味での内部通報を考えておまして、おそらく今おっしゃったように、弁護士同士というよりも、法律事務所職員とか、それから若手。ボスが強烈な人で、しょっちゅうパワハラ、セクハラをするという事務所とか、そういうところだと思うんです。そうしますと、やはり、その苦情というか、気がついたことを直接ボスに言えないわけですから、第三のルートをつくっておく必要があるのではないかと。それをどこにどういう形で設ければ一番効果的で、この「会員サポート制度」は、ちょっと援助をしますよというスタイルであって、その情報を生かして、問題がある会員を発掘し、その人に対する監督権を及ぼすという制度ではないですよ。

(橋本副会長)

確かに、もしも非行の事実がそこに上がってきた場合に、日弁連がその情報を弁護士会にどうやって伝えるのかという点は、問題です。

(早稲田副会長)

先ほどご説明しました弁護士会の市民相談窓口にも、直接、法律事務所の職員さんから、私の事務所のボスがやっていることは、ちょっとおかしいのではないのかというような相談はございます。先ほど申しあげましたように、私どもも4月から今に至るまでそのよ

うな相談は何件か市民窓口担当者から報告を受けておりますので、そのような情報も弁護士会が非行の端緒を探知する契機にはなると思いますし、現在もなっていると思います。

(松永委員)

それにしても、会員サポートというよりも、内部通報といったほうが、問題性というか、重要性がわかりやすい、お互いにとってわかりやすいかと思いますが、いかがでしょうか。

(早稲田副会長)

弁護士会の抽象的な監督義務は弁護士に及びますので、弁護士会に対して、先ほどの繰り返しになりますが、うちのボスがやっていることはおかしいのではないか、というような相談は結構ありますので、そこで得た情報自体を公益通報制度のように扱おうと、改めて言わなくても、今でもそれは事実上、そのような形でかなり運用されているかと思いません。

(中川委員)

松永さんがおっしゃっているのは、そういう意味ではなくて、一般の依頼者が受け取る感覚はどうかということをおっしゃっているわけです。効果が同じであっても、やはり日弁連がそういう制度をつくったということは、不祥事に本気で取り組むつもりであるなどというメッセージになるのではないですか、ということです。

(早稲田副会長)

わかりました。

(中川委員)

さきほどから言っていますように、この出口のケアをするというよりも、この問題は入口防止のほうが、はるかに大事です。ですから、入口と申しますか、不祥事発生防止をどうするかについて、日弁連が必死で取り組んでいるという姿勢が見えれば、これは依頼者の皆さんは安心、弁護士は信頼できるという問題でしょうから、そちらのほうがポイントになってくるのではないかと私は考えますけれど。

(早稲田副会長)

ご意見ありがとうございます。

(北川議長)

長見委員さん、少し。

(長見委員)

途中で中座しますので。質問なのですが、以前もこの問題については、市民会議で取り上げられたのですが、そのとき、たしか弁護士の高齢化が非常に大きな影響とお聞きしたのですが、今の段階では、どうでしょう。原因、特に横領の方ですが、発生する原因として大きいのはどうぞ覧になっているのでしょうか。

(早稲田副会長)

確かに、高齢会員が、だんだん依頼者がいなくなり、事務所の経営を維持できなくなり、預り金に手を付けたという例もあります。しかし、すべてがそうというわけではなく、ど

ちらかというと、経営なり、お金の管理がルーズな会員が横領事件を起こすことが多いかと思えます。本来であれば、通常、事務所にいくらかお金が必要で、経営的にどのようなことが必要かというのがわかっているはずですが、それがルーズなために、自分の事務所の運営費が少し足りなくなってきたときに、預り金に手を付けてしまうことがあります。一度手を付けると、その預り金を返さなければいけないときに、今度は、別の預り金に手を付けてしまう、そのようなことをする会員が結構目立ちましたので、そういう意味では、千差万別ですけれども、ルーズな会員による横領事案の方が多いのかなと思えます。

(北川議長)

あとどうぞ。

(井田委員)

依頼者保護給付金について、質問です。素人からすると、お金の性格がわかりにくいです。さきほど中川委員から、悪いことをした子どものお父さんが菓子折持ってお詫びに行くみたいだ、というお話もされて、私も少し似たような印象を持っています。本当にこういう被害に、横領の被害に遭った立場からすると、中途半端な額のお金をもらうよりは、どうやって失ったお金を取り返すのか。それこそ、皆さん法律家なのですから、そっちのほうを助けてほしいと期待してしまうところがあります。そこは存じ上げませんけれども、中川委員がよくご存じということは、法テラスに駆け込んでいらっしゃるのか。どういうふう被害弁済がなされるのかと思えますが、おそらく被害に遭った人が期待するのは、横領した弁護士にしっかりお金を返させてほしいということと、返してこないのならば、裁判とか起こさなければならぬのであれば、その手伝いを誰かにしてほしいけれども、またその人に弁護士費用を払って、「泣きっ面に蜂」みたいなことになってしまうのかとか、本当に必要なときは警察に訴えなければいけないのかとか、そういうところの判断というところで、法律家のアドバイスをもらいたいという、そういういろんなフェーズがあるのかと思うのですけれども。ちょっと給付金以外に何かそういうのがないのかなのか。

(早稲田副会長)

これはケース・バイ・ケースなのですが、被害に遭われた方がたくさんいらっしゃる事案が起こった場合には、大体、その弁護士が所属していた弁護士会が、事実上相談を受けたりいたします。それで本当に残念ながら、人様のお金に手を付けて、それを繰り返すような会員は、ほとんどの場合、資力がありません。刑事事件で実刑になる、ないしは破産宣告を受けるという会員がほとんどです。この依頼者見舞金制度はそういう事態を念頭に置いております。資力がある会員に対しては、訴訟を起こす、示談する等により、ある程度お金が返ってくることになると思うのですが、それよりも、先ほど申し上げたような實際上、弁護士からお金が返ってこない場合に、日弁連がお見舞金を支給するという制度を考えております。

(中本会長)

昔、比較的同期の司法修習生がそれほど多くない、弁護士の数が多くない頃は、同期で

誰か不祥事を起こすと、仲間が金を出し合って被害者を救済しました。私も何人かそのような被害者の救済をした。大阪でも、同期の弁護士が悪いことをしたとき、結構、みんなでお金を出し合って被害者の救済をして、ということを昔は出来たのですが、今、同期が1,500人だとか、1,200、1,300人もいて、顔も名前もよくわからない弁護士が不祥事を起こした場合は、助け合いをすることがなくなってきており、被害者にとっては気の毒なところがあると思われま

す。また、例えば、預り金横領は故意の行為です。過失の行為であれば、何らかの形で保険をかけていれば、保険から保険金が支払われますけれども、故意の行為には保険金は支払われません。

故意の行為であった場合であっても、弁護士会が弁護士に対して十分な監督をしなかったからとして、弁護士会に対して責任追及するときは、それが認められれば弁護士会が支払い義務を負担するので、被害者が救済されるケースが多いのですが、この10月27日に福岡地方裁判所であった、福岡県弁護士会が弁護士の監督責任に落ち度があったとして法的責任を追及された訴訟の判決のように、個々の弁護士の活動、個別の事件処理については、弁護士の職務の独立性があつて、弁護士会の監督が及ばないという判断の枠組みが前提ですと、弁護士会は、ほぼ責任を負わないこととなります。

そうすると、弁護士に横領された被害者に誰もお金を払わないこととなります。この事案は、弁護士個人の責任になる。その弁護士は刑務所へ行って終わりだと。それで償うのだから、もう仕方がないねということになります。しかし、そう割り切ることはできないだろうと思います。やはり、弁護士会に横領弁護士に対する監督責任が無いとしても、道義的な責任等から、お見舞金を出したほうがいいのではないかと思います。事態を放置する態度では納得しないでしょう。弁護士会には、何の法的責任はないから、もう知らないというわけにいかないでしょう。確かに、悪いことをした子どもの親が、ごめんなさいとお見舞いを持っていくような印象があるかもしれません。しかし、本当に困っている人、例えば2000万円、3000万円を弁護士に横領されて生活に困るような人に、もし500万円ほどのお見舞い金を渡すことができれば、当座はその人は助かると思われま

(中川委員)

見舞金という言葉が何か、どうでしょうね。

(中本会長)

保険業法の問題があります。もしそれを給付金・基金のような形で、ある一定の会費を皆から集めて事故が起こったときにそこからお金を払うとなると、保険業法上の保険業に

該当してしまうと思われます。保険業法に該当すれば、監督官庁からいろいろと監督等もありますし、その前提として保険業の免許を取得することが非常に難しい。さらに保険業法の該当性を回避のため法律を改正する方法は取れないかとか、種々、問題があるものから、できるだけ保険業法に近寄らない形で、お見舞金という制度にしたものです。

弁護士会においては、共済制度が保険業法との関係で非常に問題だと言われました。例えば会員が亡くなったときに、共済で弔慰金を出す制度ですが。これも保険業法に触れるのではないかと、というようなことになって、それも随分工夫しながら今制度を運用しております。ですから、仮に見舞金制度のために会費を集めて、ある一定の要件に当たるから自動的にお金を払うということになると、これは業法に触れることとなりますので、お見舞金として検討しています。しかもそれは会長の裁量で払うという形にして、苦肉の策でそうになりました。

(北川議長)

あとはよろしいですか。大変ご苦勞されていることですが、対外的に弁護士会としての全体の信用の問題もご置きます。そうすると、会の中でも、例えば国際的にも弁護士やっておられる方とか、企業内とか、任期付きで公務員に入られているとか、そういう方々からのご異論と申しますか、ちょっと失礼な言い方だけれども、それは不祥事を起こした弁護士の責任じゃないか、という議論は起きてくるような気もするんですね。何でもそこまでというような、多様な働き方が今弁護士会の世界にでも出てきて、そういう内的なことはどうですか。対外に対しての問題もあるし、内のガバナンスの問題もあるのかなという、ちょっとそんな気がする。

(中本会長)

確かにこの制度に対しては、一部の弁護士が悪いことしているのに、なぜ、悪いことをしていない弁護士が支払った会費でそれを償わなければいけないか、という議論はもちろんあります。反対する人は、そういうところが反対の理由となっていると思います。

ただ、横領等の弁護士不祥事が起こったときに記者会見を開いて、事案の概要等の説明をして弁護士会長が謝ります。そうすると、マスメディアの方は、必ず「弁護士に横領された被害者の失った財産は、誰が補填するのか。」と質問されます。それに対して、「いや、これは弁護士個人の責任ですから。」と答えると、マスメディアの方から、「専門家成年後見人の横領事案が起こった場合、司法書士は金員を交付する制度があるのに、何で弁護士会は一銭も払わないのか。」「何で弁護士会はそういうことを考えないのか。」ということはずっとこれまで追及され続けてきたわけです。

そのようなこともあって、勿論、マスメディアの攻撃をかわすためにやるわけではありませんが、対社会的には、マスメディアから、そのような論調で報道がされれば、「そんな日弁連、何もしないようなそんな団体に弁護士自治を与えるのはけしからん。」と考えるようになるでしょう。弁護士自治を剥奪してしまえば、こういう乱暴なことを言う人も出てくるわけです。そういうことになってきますと、やはり弁護士は、「これは自分には何の関

係もない」、「自分は組織内弁護士だから関係ない。」、「私は悪いことをしないから関係ない。」、と言えません。一方、弁護士自治を守らない限りは、いろいろなことができなくなります。例えば行政訴訟を提起しようとするとき、もし弁護士がいなかったらできませんし、例えば安保法制を憲法違反だと主張するとき、もし弁護士がいなかったら、そんなに堂々と言えるかという問題もあると思います。例えばある外国のように何か政府に刃向かったら、すぐに弁護士資格剥奪するようでは、本当に基本的人権の擁護、社会正義の実現は果たせなくなるわけです。このように、弁護士自治は非常に重要な原則なものですから、これを守るためには、皆さんの、会員のご理解をいただきたい、というのが、今の立場です。

(北川議長)

よろしいですか。皆さん、いいですか。

今日は2点について、ご議論いただいたわけですが、いずれにしても、喫緊の課題でもございます。ナーバスな問題でもございますが、ぜひよろしくご検討いただければと思います。

### 議題③その他

(北川議長)

では、これで終わらせていただいてもいいと思いますが、次回、皆さんにご予定発表させていただいておりますが、来年29年の1月13日の金曜日、現段階で7名の出席が可能ということで、その日にさせていただけたらと思います。時間は午後4時30分から午後6時30分ということでございますが、その後、懇親会をさせていただきたいと思いますが、懇親会は6時半から一応8時半ぐらいまでの予定にいたしておりますので、できればご出席を賜ればと思います。日弁連さんのほうから、会長さんなり、事務局の皆さん、もうこれで終わらせていただいて、何か報告事項あったら。

(神田事務次長)

1点よろしいでしょうか。今日お手元の資料の51-1-1をご覧ください。最後のページに、取調が録音・録画されなかった問題事例の情報提供のお願いというものと、保釈裁判に関する情報提供のお願いというものがついてございます。改正刑訴法が本年5月に成立いたしましたして、保釈に関する刑訴法の条文が既に施行をされております。また、可視化については、3年後施行のため法的には施行されておられませんけれども、事実上、検察庁、警察いずれも実施がなされているという状況です。そこで、施行された保釈の運用、また、可視化が実施されていない部分で弊害が生じていないかどうか。こういった運用の監視、それから将来のさらなる改正に向けたデータの収集が、日弁連の責務であります。これは神津委員や村木委員から、この市民会議でもご指摘を受けたところと承知しております。

今般、可視化の問題事例と、保釈の問題事例について、こういったアンケートをつくって会員に調査をお願いしてというところがございます。ただ、このアンケートを一方的に



送って返ってくるのを待つということでは、なかなか効果的な収集になりませんので、法テラスと協力をして、きちんと個別の事件を担当しておられる弁護士、弁護人に届くようにしている。また、メーリングリストでメールを使って届くようにする。「季刊刑事弁護」という雑誌にもこのアンケートをやっているということを周知するといった工夫をしております。

さらに、これが返ってきた回答を見て、深堀りするような必要があるという判断されたものについては、嘱託の弁護士のほうが直接ヒアリングに伺い、問題事例の深堀りを行います。また、アンケートとは別に、新聞記事等を見て、調査の必要がある事案だと判断されたものについては、こちらから能動的に出掛けて行って、そこに隠された問題点をきちんと集約するというをしているということ、ご報告させていただいた次第です。

(北川議長)

ありがとうございます。よろしいですか。

(神津委員)

ちょっと聞き漏らしたのかもしれないですけど、もうこれは実際行っているのでしょうか。

(神田事務次長)

行っています。

(神津委員)

いつ頃からでしょうか。

(神田事務次長)

9月の1日から行っております。また事例集約したら、ご報告させていただく機会をつくりたいと思います。

## 6. 閉会

(北川議長)

よろしいですね。それでは今日はどうもありがとうございました。(了)